

年の初めに再確認しましょう！ Part II

「ドローン飛行ルールの再確認」

日々進化するドローンの飛ばし方、法的な変更にもついていきましょう。
特に「特定飛行」に該当する飛行方法は要注意！！

<<重要>>

★まず最初に、ドローン飛行空域である土地の所有者又は管理者の承諾（許可）
貴方の土地以外は全て他人の土地です！ 国有地、道有地、市町村有地等、全てに於いて
地上権が存在し管理者（所有者）の承諾が「大前提」です。

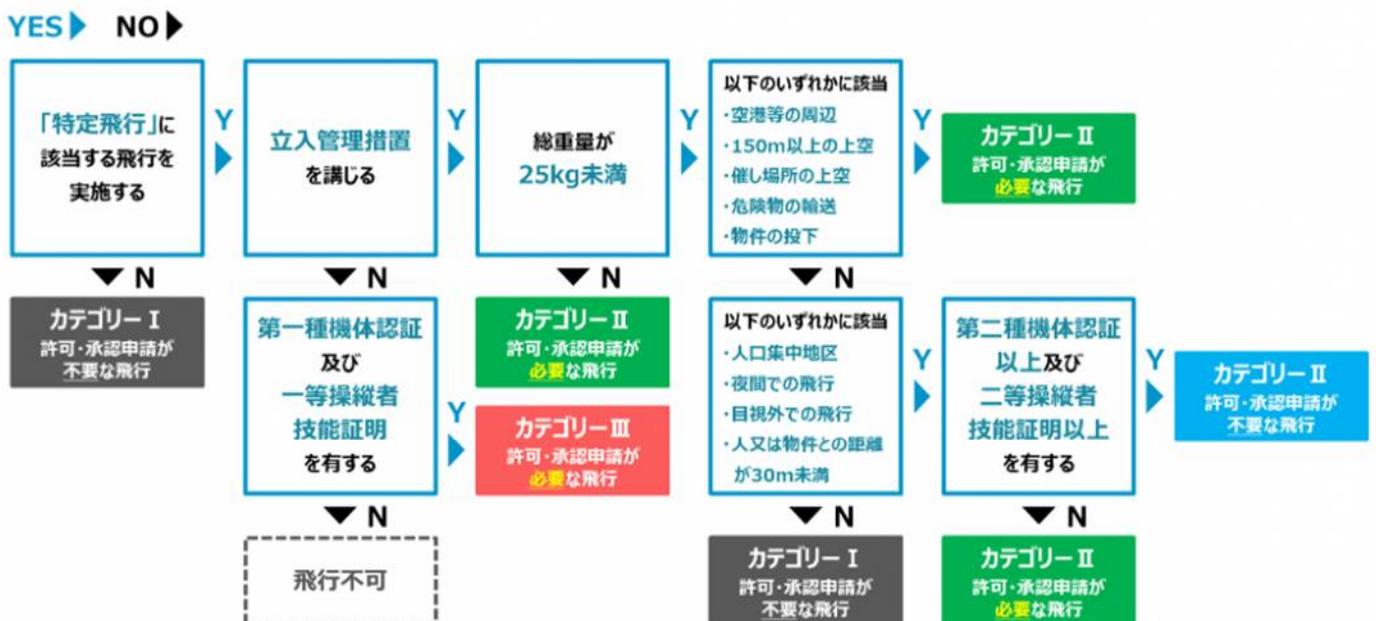
<<例>>

札幌市では一般に、公園、道路、河川敷等及びこれらに準ずる施設では全て飛行が禁止
（道路上空の横断や河川及び河川敷での飛行、トイドローンも該当する場合が多い）

<<重要>>

★各種集会への参加時に於いて、主催者（当会）は飛行場所に於ける通常の飛行形態のみを前提
に調査し各種申請や届け出のみを行います、「特定飛行」を行う方は特定飛行に関して自己申請
（許可）が必要です。

★カテゴリーの確認チャート



★飛行ルールの再確認

- カテゴリー III** 特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで
行う飛行
- カテゴリー II** 特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じたうえ
で行う飛行
- カテゴリー I** 特定飛行に該当しない飛行

※**カテゴリー I**は、ドローンを安全性が高いと認められた方法や場所で飛行させるケースで、特定飛行に該当しない飛行であり**法律上の飛行許可や承認の手続きは一切不要**

※**カテゴリー I**となる具体的な例は、以下の条件を**すべて満たした飛行**

- ・ドローン本体とバッテリーを含めた重さが **100g 以上 25kg 未満**であること
- ・**DID 地区（人口集中地区）上空ではない**こと
- ・**空港周辺や 150m 以上の高さではない**こと
- ・**日中に飛行**させること
- ・操縦者から常に見える範囲（**目視内**）で飛行させること
- ・人や建物から **30m 以上の距離を確保**して飛行させること
- ・**イベント上空ではない**こと

★「特定飛行」とは

📍 **飛行空域に関するもの（飛行許可が必要）**

- ・**空港周辺**での飛行

「**地理院地図**」による進入正面、転移表面、水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域、（進入表面等がない）飛行場周辺等

- ・**150m 以上**の高さでの飛行

飛行地点での地表からの高度

（**離発着地点が高地の場合は注意**）

- ・**人口集中地区（DID 地区）**での飛行

「**地理院地図**」による指定地域、原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有する地域を指定

- ・**緊急用務空域**での飛行

「**小型無人機等飛行禁止法**」で指定された「飛行禁止空域」で、国の重要施設（国会議事堂、防衛施設や原子力施設等）

✂ **飛行方法に関するもの（飛行承認が必要な場合あり）**

- ・**夜間**飛行

その地域における **日没から日の出までの時刻**

<<**重要**>>

- ・**目視外**飛行

操縦者が自分の目で機体や周囲の状況を直接確認できない状態での飛行

- ・モニターやゴーグル：手元のモニターや FPV ゴーグルを見ながらの操縦
- ・遠距離飛行：機体が遠く離れて操縦者から見えない飛行
- ・障害物による視界遮断：建物や山などの障害物で機体が見えない飛行

※目視の定義「自分の目」とは、視力の低い方の眼鏡は可能で一般的に 100m から最大でも 300m が識別の限界（視力 1.5 程度）

※双眼鏡や補助者に見てもらっては不可、あくまでも操縦者の目で機体が見える事

※機体の視認向上の為に、色や光で視認しやすくするのは可能

- ・**人や物件から 30m 未満**での飛行

人または物件から 30m 以上の距離を保って飛行

「人」とは

- ・無人航空機を飛行させる者やその関係者以外の人
- ・飛行に直接的・間接的に関与するイベントのエキストラや関係者は対象外

「物件」とは

- ・飛行させる者やその関係者が所有・管理する物件以外
 - ・「物件」に該当するのは人が存在し得る機器
(自動車、鉄道車両、船舶、航空機、建設機械、港湾のクレーン)
及び相当の大きさを持つ工作物
(ビル、住居、工場、倉庫、橋梁、高架、水門、変電所、鉄塔、電柱、電線、信号機、街灯)
- ※土地(田畑、道路の路面、堤防等)や自然物(樹木、雑草等)は該当しない
- ・ **催し場所上空**での飛行
一般にイベント会場等の人が集まる場所



※特定飛行を行う場合は、事前に国土交通省への許可や承認が必要です。

飛行リスクに応じて飛行カテゴリ「I」～「III」に区分され、必要な手続きが異なります。

★「北海道ドローン研究会」は、上記の公的なルールに加えて集会等での安全確保の為に **独自のルールを設定** しています。

集会等の活動では 北海道ドローン研究会会則

同 細則

同 安全規則

同 安全管理細則

同 安全規則の概要(参考資料)

同 個人情報及び肖像権等の取扱い要領

同 個人情報及び肖像権等の取扱い要領の解説

を **必ず確認し遵守** してください。

注意：この資料は国土交通省の資料から編集しています、詳細は

「[国土交通省 航空 無人航空機の飛行ルール](#)」で確認をしてください。

20260228

北海道ドローン研究会 事務局